

経営力向上設備等に対する固定資産税の特例について



姫路市役所資産税課 償却資産担当

中小企業者等が「認定経営力向上計画」に基づき新たに取得した一定の機械装置について、固定資産税の特例措置が適用されます。(旧地方税法附則第15条第43項)

※ 平成31年3月31日までに取得した資産が対象です。

〈対象者〉 中小企業者等（大規模法人の子会社を除く）

※租税特別措置法に規定する中小企業者または中小事業者

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※対象外となる大規模法人の子会社（みなし大企業）とは

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

〈経営力向上設備等の共通要件〉

以下の3つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（新品のもの）
- ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上しているもの
- ③ 平成29年度税制改正により新たに追加された設備（測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備）については、対象業種が限定 → 兵庫県は最低賃金が全国平均未満であるため全業種対象

〈対象資産〉 認定経営力向上計画に基づき新たに取得した機械装置

次のいずれにも該当するもの

- ① 平成28年7月1日から平成31年3月31日までに取得したもの
- ② 販売開始から10年以内のもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

認定経営力向上計画に基づき新たに取得した測定工具及び検査工具

次のいずれにも該当するもの

- ① 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得したもの
- ② 販売開始から5年以内のもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

認定経営力向上計画に基づき新たに取得した器具備品

次のいずれにも該当するもの

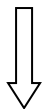
- ① 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得したもの
- ② 販売開始から6年以内のもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

認定経営力向上計画に基づき新たに取得した建物附属設備（償却資産として課税されるもの）

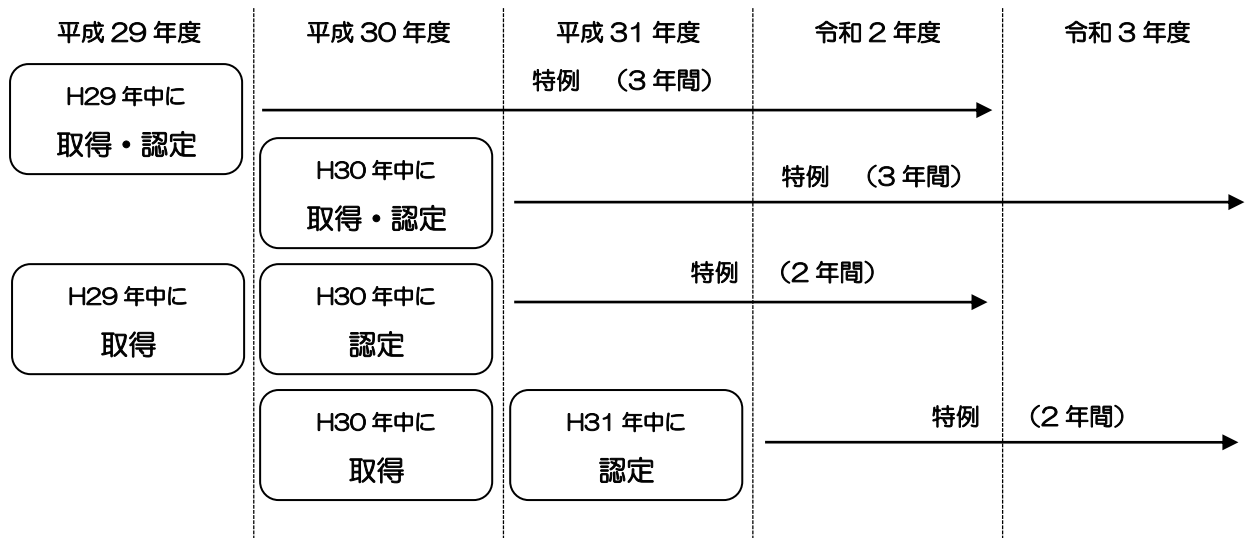
次のいずれにも該当するもの

- ① 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得したもの
- ② 販売開始から14年以内のもの
- ③ 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

<適用期間> 基本的に3年間



【特例適用年数早見表】



※当該設備を取得した年の 12 月 31 日までに認定 → 3 年間適用

当該設備を取得した年の 翌年 (12 月 31 日を超えた場合)に認定 → 2 年間適用

<特例率> 上記の【特例適用年数早見表】に該当する年数分、固定資産税の課税標準額を 1 / 2 に軽減

<申請時添付書類>

- ①特例適用申請書
- ②特例申請書提出用確認シート
- ③計画の申請書及び認定書の写し
- ④工業会等による仕様等証明書の写し

※リース会社が申告する場合は、①～④に併せて「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」

※添付書類①、②の書類について、ホームページに掲載しておりますので必要な方は、ダウンロードしてお使いください。

掲載内容についての詳細は、中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁ホームページ ⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/>

■ お問い合わせ先 ■

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所資産税課 償却資産担当 TEL : 079-221-2273